

令和 6 年度茅ヶ崎市成年後見支援センターの状況について

【取り組んできたこと】

(1) 広報機能

○ パンフレットの配架・配布(6月)

関係各課、公共機関、包括、相談支援事業所、医療機関、銀行、民生委員等
事業所等向けアンケートにてパンフレット同封

○ イベント等でのパンフレット配架

- ・ オレンジデイ
- ・ 出前ミニ講座※を開催した施設等
- ・ 個別訪問した関係機関

※出前ミニ講座(全7回開催、延べ約200人参加)【R5年度 全10回、延べ約240人参加】

《市民向け》

鶴嶺公民館(12名)、小和田公民館(24名)、松林公民館(18名)、市社協講座(71名)

《支援者向け》

介護サービス事業者連絡協議会(約50名)、湘南つつみ苑(職員18名)、
湘南ベルサイド居宅(ケアマネ8名)

○ 市民向け講演会の開催

日 時：8月18日(日)

テーマ：「あなたの不安を安心に変える「任意後見」と「関連する制度」講演会」

講 師：行政書士 渡辺 和也 氏

出席者：90名(申込106名)【R5年度 61名(申込69名)】

○ 関係機関等への周知・関係構築

- ・ 個別訪問(28件)し、センターの状況や役割の周知・意見交換等を実施
地域包括支援センター、相談支援事業所、介護事業所連絡会、ケアマネ交流会、
基幹型相談支援センター(Nalu)、障害者生活支援センター、相談支援事業所連絡会、
市内法人後見、金融機関等
- ・ 毎月1回認知症初期集中支援チーム員会議への参加

○ 成年後見支援ネットワーク勉強会開催

目 的：支援機関同士の顔の見える関係を構築し、連携強化につなげる

第1回：6月13日開催 41名参加

第2回：12月12日開催 36名参加

【R5年度2回開催、延べ58名参加】

(2) 相談機能

○ 中核機関による相談対応

実人数：345 人（うち新規 272 人） 【R5 年度 実人数：321 人（うち新規 291 人）】

延べ対応件数：1,545 件 【R5 年度 1,422 件】

来所相談：337 件、電話相談：436 件、他機関との調整：758 件

訪問相談：95 件 延べ対応件数の 6%程度 【R5 年度 8%程度】

○ 中核機関内のケースマネジメント

- ・ 週 2 回進行管理会議（新規ケース：週 1 回、アセス高：週 1 回、アセス中：月 1 回）を行い、ケース対応の方向性について検討し相談支援を実施。
- ・ 他機関等とのケース会議：42 件（うちセンター主催 12 件） 【R5 年度 69 件】
- ・ 必要に応じて、専門相談や土業のアドバイザー相談（2 回）を活用するとともに、成年後見制度利用促進会議で助言を求めた。

○ 専門土業による市民等に向けた相談対応

- ・ 相談日数：12 日（1 日 3 枠）、弁護士 6 日、司法書士 3 日、行政書士 3 日 【R5 年度 22 日】
- ・ 対応件数：32 件 【R5 年度 48 件】
- ・ 相談内容：成年後見制度の手続きや候補者について 25 件、相続等 9 件、金銭管理 5 件、消費者被害 2 件、不動産等 3 件ほか（重複有）

(3) 利用促進機能

○ 申立書作成支援：25 件

○ 候補者の推薦の調整：8 件

○ 市長申立

高齢福祉課：4 件（うち法人後見 1 件） 【R5 年度 4 件】

障がい福祉課：2 件（うち法人後見 0 件） 【R5 年度 5 件】

○ 成年後見制度利用支援事業

高齢福祉課：申立費用 4 件 44,130 円、報酬 17 件 3,343,328 円 【R5 年度 報酬 2,895,977 円】

障がい福祉課：申立費用 2 件 15,280 円、報酬 10 件 2,288,505 円 【R5 年度 報酬 1,506,276 円】

○ 市民後見人の養成

令和 6 年度はフォローアップ研修を実施

修了認定者名簿登載者：20 名、バンク登録者：19 名

受任状況：令和 6 年度新規受任 3 件（うち 1 件は法人との複数後見）、

受任中 7 件（うち 1 件は土業との複数後見、うち 1 件は法人との複数後見）、累計 9 件

○ （参考）法人後見 累計 18 件 年度末 7 件 【R5 年度 累計 16 件 年度末 4 件】

(4) 後見人支援機能

○ 親族後見人への支援

後見活動の不明点についての相談対応や専門相談の紹介のほか、報告書作成支援 10 件を行った。

○ 市民後見人への支援

受任中の 4 名に加え、新たに 3 名が受任した。新規受任のうち 1 名は初めて法人後見との複数後見になり市民後見人の受任の幅が広がった。市社協において新規受任者 3 名については受任直前・直後の支援では丁寧なフォローを心掛けた。また受任中の市民後見人に対して書類作成支援のほか定期的な面接及び随時相談等を通じて後見活動の支援を引き続き行った。

○ 後見人等選任後のチーム会議の実施

申立支援を行ったケースのうち、審判後の後見人等と本人との顔合わせを行った。他、継続的に他機関と連携して後見人や支援機関の役割を確認しながら、支援したケースもあった。

○ 家裁との適切な連絡体制の構築

相談の中での不明点等について随時確認を行った。

家裁との連絡会に出席し、家裁が中核機関に期待すること等の意見聴取を行った。

(5) その他

○ アンケート調査の実施

- ・地域福祉推進のためのアンケート調査実施（成年後見制度項目含む）

配布数：2,000 人、回収数：912 人、有効回収率：45.6%

- ・事業所等向けアンケート

配布数：163、回収数：101、有効回収率：62%

○ 成年後見制度利用促進会議開催

3 回開催し、成年後見支援センターの運営体制や個別ケースに対する助言等を確認。

（第 1 回 7 月 10 日、第 2 回 11 月 1 日、第 3 回 2 月 19 日）

(6) 不正防止効果

- 本人の権利擁護のための制度であることを相談者に伝えた。

- 親族後見人に随時の相談対応のほか、報告書作成支援を行った。

【取り組みからの課題】

（１）広報機能

関係機関との連携強化の取り組み、パンフレットの配架・出前講座の開催等で制度やセンターの周知に取り組んでいるものの、市民アンケートでは「内容を知っている」の割合が 23.8%、「相談窓口としてセンターを知らない」の割合が 60.1%であるなど、引き続き周知に努める必要がある。

また、親族や関係機関等からの紹介での相談者が、制度内容に関する誤解を持っていることもあるため、本人の権利擁護のために親族や関係機関等へ正しい制度理解の促進に努める必要がある。

（２）相談機能

本人の意向確認が十分にできないことも多いため、相談者の意向に偏っていないか、制度ありきで検討していないかなど、毎週の進行管理でケースマネジメントを行っている。判断に迷うケースもあるため、引き続き、ケースの進行管理だけでなく、研修への参加、相談対応後の共有や振り返り、支援会議、アドバイザー相談等を活かし、相談機能の維持・向上に、継続的に取り組む必要がある。

（３）利用促進機能

相談機能と同様、関係機関等と連携をしながら、本人の意思・意向を確認し、申立書類の作成や候補者の推薦の調整など、制度の利用促進に取り組んでいる。引き続き、本人の意思決定支援を第一に関係機関とも連携をしながら利用促進に取り組む必要がある。

また、市民後見人の養成については、不安や負担感の解消に向け、複数受任や士業からのリレー受任、市長申立てやセンターからのつなぎによる案件拡大などの検討が必要である。

（４）後見人支援機能

親族後見人への支援（報告書作成支援）のほか、市民後見人等への活動支援、後見人等選任後のチーム会議の実施などに取り組んでいるが、地域支援ネットワークの構築やセンターからの関りなど、継続的な取り組みが必要である。

課題のまとめ	(参考) 関連する次期計画の 取り組みの方向性
○ 成年後見制度及び成年後見支援センターの役割の周知がまだ十分ではないため、さらなる周知が必要である。 ○ 関係機関に対し、成年後見制度の正しい理解を促す必要がある。 ○ センターの相談対応について、相談対応力の維持・向上が必要である。 ○ 専門相談について、予約枠が埋まらないことがあるため、センター進行管理での確認や関係機関へのさらなる周知が必要である。	①制度の理解促進と 適正な運用 ③意思決定支援の強化
○ 後見人選任後の継続したチーム支援を十分にできていない可能性がある	②地域連携ネットワークの 機能強化
○ 市民後見人バンク登録者は増加しているものの、適当な案件が少ないことや、バンク登録者の不安等から受任に結び付きにくい ○ 親族後見人への継続した支援	④担い手の確保及び育成・支援